

知ってほしい

～ 民生委員・児童委員～



民生委員・児童委員のマーク

民生委員児童委員について

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。また、すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれ、子どもに関わる相談支援活動も行います。



主任児童委員について

主任児童委員も民生委員・児童委員のひとりですが、いじめや不登校の問題、児童虐待の早期発見・早期対応に向け、学校や児童相談所などの関係機関と連携し、区域を担当する児童委員と一緒に、問題を抱える家庭の支援を行います。

制度について

全国共通の制度として、住民が民生委員・児童委員の相談や支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準をふまえて市町村ごとに定数が定められています。

札幌市では、約330世帯に1人の基準で選任され、それぞれの地域で活動しています。民生委員児童委員は約2,900人で、このうち主任児童委員は約200人です。

民生委員・児童委員は給与の支給は無く（無報酬）、ボランティアとして活動しています。ただし、委員活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は、国から札幌市を經由して活動費として交付されます。

任期は1期3年となり、任期途中で退任された方の後任は、前任者の任期を引き継ぎます。

民生委員・児童委員の活動について

ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認するなどの見守り活動や、話し相手となって生活に関する相談にも応じています。また、子育て、虐待、子どもに関する心配事の相談にも応じます。

必要な福祉情報を提供するほか、区役所や関係機関との「つなぎ役」にもなります。



民生委員のお仕事：子育て



民生委員のお仕事：会議・研修



民生委員のお仕事：見守り・訪問活動